



1. 狭山市子ども・子育て会議条例

(平成25年9月30日 条例第27号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、狭山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表賞じゆつ金等審査委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 7,200
-------------	----------

附 則（令和5年6月23日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 狭山市子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月現在(敬称略・50音順)

	氏 名	区 分	役 職
1	大 賀 明 子	学識経験を有する者	
2	粕 谷 充 史	事業主を代表する者	
3	後 藤 良 三	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
4	紫 竹 理枝子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
5	澁 谷 一 美	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
6	長 尾 篤 史	保護者	
7	西 本 桜 子	保護者	
8	野 口 徹	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
9	野 村 和	学識経験を有する者	会 長
10	橋 本 正 之	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
11	濱 田 律 子	保護者	
12	宮 野 ふさ子	事業主を代表する者	
13	安 田 恭 子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
14	安 永 康 枝	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	副会長
15	山 下 健 次	労働者を代表する者	

3. 策定経過

日 程	内 容
令和6年2月9日 から2月29日	狭山市こども計画策定のためのアンケート調査 1 子育てニーズ調査 狭山市内在住の未就学児保護者（配布数1,000件、回収数586件） 狭山市内在住の小学生保護者（配布数1,000件、回収数639件） 2 生活状況調査 狭山市内在住の中学生（配布数500件、回収数273件） 狭山市内在住の中学生保護者（配布数500件、回収数325件）
令和6年7月30日	令和6年度第1回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 本市の現況（令和6年度版）について 2 地域子ども・子育て支援事業の取組状況について 3 アンケート調査結果について 4 狭山市こども計画策定方針案・体系案・骨子案について
令和6年8月6日	令和6年度第1回狭山市子ども・子育て会議 1 本市の現況（令和6年度版）について 2 地域子ども・子育て支援事業の取組状況について 3 アンケート調査結果について 4 狭山市こども計画策定方針案・体系案・骨子案について
令和6年8月29日 から10月25日	こども・若者からのWEBアンケート調査 狭山市内在住の小学生・中学生、高校生世代 回答数1,271件 狭山市内在住又は在学の大学生・若者（20歳代まで） 回答数328件
令和6年11月26日	令和6年度第2回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 狭山市こども計画素案について
令和6年12月12日	令和6年度第3回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 狭山市こども計画素案について
令和6年12月17日	令和6年度第2回狭山市子ども・子育て会議 1 狭山市こども計画素案について
令和7年2月1日 から2月28日	狭山市こども計画策定に係るパブリックコメントの実施
令和7年3月21日	令和6年度第3回狭山市子ども・子育て会議 1 狭山市こども計画案について

狭山市こども計画

令和7年3月発行

発行 狭山市 編集 狭山市こども支援部 こども政策課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

TEL 04-2953-1111（代表） FAX 04-2954-6262





狭山市 セタの妖精

おりひ